



VOL.57
 平成27年(2015年)12月15日
 みどり あいせい
水土里ネット愛西
 (愛西土地改良区)
 受益面積 1,534ha 組合員数 2,468名
 〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地
 TEL 0749-43-2261(代)
 FAX 0749-43-2079
 E-mail aisei@midorinet-aisei.jp
 URL http://www.midorinet-aisei.jp

みどり 水土里ふれあい体験

「水土里ふれあい体験」とは、初夏に田植え、秋に稲刈りを体験していただく愛西土地改良区が主催しているイベントです。管内の各種団体とともに、愛西土地改良区を会場として実施いたしました。農作業が大変なことや、収穫の喜びを参加者の皆さまに実感していただき、そして楽しい思い出として残るよう開催しています。今年も彦根市内外からたくさん参加いただき大盛況でした。

田植え



6月14日開催

田んぼに入って手で植えていただきました。その他に、サツマイモ植え、田んぼの雑草や害虫を食べてくれるアイガモの放鳥、田んぼや川に住む生き物観察会、地元米の試食をしました。



生き物観察会



アイガモ放鳥



サツマイモ植え

10月17日開催

収穫祭ではカマを使って稲刈り、はさかけを体験していただきました。植えたサツマイモの収穫、環境学習会、地元でとれた新米をおにぎりにしてみんなでお昼ご飯を食べました。

収穫祭



ひこちゅう登場



環境学習会



サツマイモ収穫



はさかけ



稲刈り

発刊にあたって



理事長
西川 太平

一段と寒さが厳しい季節となつてまいりましたが、組合員の皆さまには益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、愛西土地改良区の事業・運営に深いご理解とご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、今年度の滋賀県の水稲作況指数は「平年並みの100」と聞いておりますが、不順な天候は稲の刈取り作業に影響し、耕作者の皆さまにはご苦勞頂いたところですが、電気料金は高騰による心配がありましたものの、昨年と比較して雨が多かったことから、今年度は「24時間送水」を実施することなく、予算の範囲内で収まった次第です。

「全国的な人口減少」が懸念される中、「電気代の高騰、米価の下落、TPP大筋合意、組合員の世代交代が進む」などの厳しい農業情勢となっておりますが、農業農村の将来には二つの異なる価値観を意識して行く必要があると考えております。一つは「市場経済への適

応」、二つは「地域社会の維持」であります。一見、この二つの価値観が対立しているように見えますが、この異なる価値観のどちらを優先させるかでは無く、その両方に対応してレベルアップを図ることが重要であります。特に「地域社会の維持」については他国に例を見ない日本農業の特質であると思っております。

規模拡大や経営の多角化を目指す「意欲的な担い手農家」に対しては、農地の集積を進めて規模拡大が容易になるよう、当土地改良区では農業基盤整備促進事業に取り組んでおります。ところが平成27年度におきましては、国の予算が削減となる一方、「区画拡大や暗渠排水」は地域からの希望も多く、国に対して予算の拡大を要望しているところです。「市場経済への適応」と「地域社会の維持」という二つの重要課題をバランスよく進めながら、未来の財産を守り育て引き継いでいくことは今を生かされている我々の重要な使命であります。

今後とも、役員・職員一同が一丸となって、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参りますので、引き続き皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年度 臨時総代会開催



平成27年11月18日（水）愛西土地改良区本館会議室におきまして、平成27年度臨時総代会が開催され、滋賀県議会議員 西村久子様、湖東農業農村振興事務所次長 鋒山伝夫様、彦根市産業部農林水産課長 中村 武浩様のご臨席をいただき、議長に月田晴男氏（第2選挙区・薩摩町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。



議長 月田 晴男 氏

審議事項

- ・平成26年度事業報告、一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに財産目録の承認について（監査報告）
- ・平成27年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算の議決について

以上全て原案どおり議決されました。

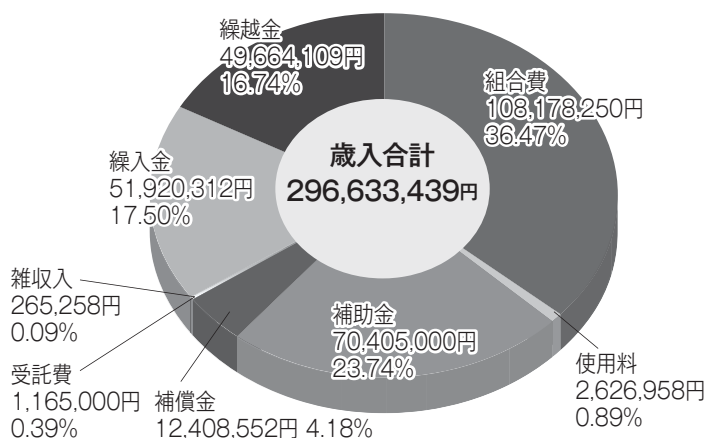
平成27年度 一般会計歳入歳出補正予算

(単位：千円)

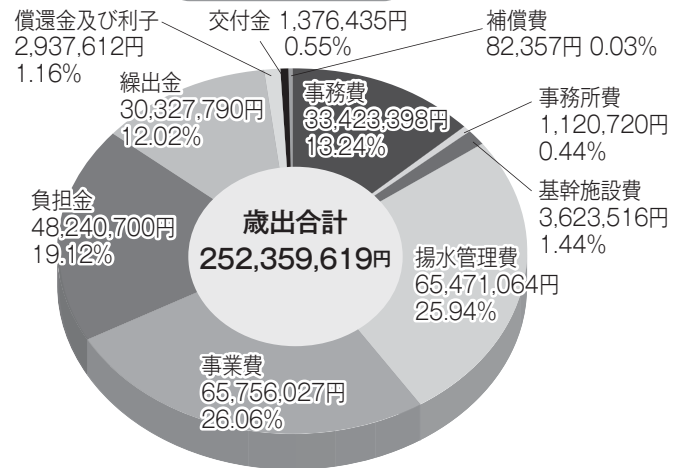
歳 入					歳 出				
科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	当初予算額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
組 合 費	116,026	115,531	△ 495		事 務 費	40,052	40,053	1	
使 用 料	2,910	2,910	0		事 務 所 費	1,724	1,724	0	
補 助 金	167,694	87,141	△ 80,553	事業計画変更	基幹施設費	10,242	10,242	0	
補 償 金	3,000	3,000	0		揚水管理費	84,366	73,396	△ 10,970	電気料金減
受 託 費	1,285	1,285	0		事 業 費	177,185	94,067	△ 83,118	事業計画変更
雑 収 入	3,160	3,160	0		負 担 金	41,684	41,684	0	
繰 入 金	70,781	54,468	△ 16,313	電気料金減	繰 出 金	24,363	35,363	11,000	前年度繰越金
繰 越 金	30,000	44,274	14,274		償還金及び利子	3,950	3,950	0	
歳入合計	394,856	311,769	△ 83,087		交 付 金	140	140	0	
					補 償 費	1,150	1,150	0	
					予 備 費	10,000	10,000	0	
					歳出合計	394,856	311,769	△ 83,087	

財務状況の公表《平成26年度 決算》

歳 入



歳 出



監査結果報告

平成27年8月12日に、平成26年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに財産目録、また、平成27年度運営及び上期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

尚、意見として

- ・新事業と既存事業との整合性において、関係町（地元）との調整を図り、齟齬のないよう努めること。また土地改良区緊急支援事業にあっては、国・県との十分な協議・調整を図り組合費負担の軽減に努めること。
- ・本年度も厳しい日照りが続いており、時間延長送水等により電力量の増加が懸念される。使用水量の平準化、無駄水防止等の啓蒙・啓発に努めるとともに運転の効率化を図り、経費の節減に努められたい。
- ・最近の厳しい農業情勢の中での多様な組合員の理解を得るため、土地改良事業の必要性等啓蒙・啓発に努めること。
- ・未収金の回収については、各種方策を通しての回収努力は認めつつ、今後も引き続き努力を願う。

以上、監査報告といたします。

平成27年11月18日

総括監事 川 村 徳 和



平成26年度決算

財産目録

資産

摘要	金額(円)
1 流動資産	44,560,992
現金及び預貯金	44,297,102
①現金	81,780
②東びわこ農協 普通貯金1通	32,479,993
③東びわこ農協 定期貯金1通	10,001,866
④滋賀銀行 普通預金1通	1,256,530
⑤郵便局 振替貯金	476,933
未収賦課金	263,890
2 固定資産	1,232,696,408
(1) 有形固定資産	120,887,678
建物	99,865,000
車両運搬具	2,424,010
工具、器具等	18,598,668
(2) 無形固定資産	1,597,350
ソフトウェア	
(3) その他固定資産	1,110,211,380
特定資産	1,109,622,000
①農地転用決済金積立金	182,941,385
②職員退職給与金積立金	51,062,603
③財産処分積立金	23,284,067
④財政調整積立金	178,426,781
⑤愛西揚水維持管理費積立金	308,305,421
⑥曾根沼揚水維持管理費積立金	31,372,104
⑦愛西揚水更新事業費積立金	98,139,773
⑧事務所建物・事務用什器備品 建物更生共済金	15,870,499
⑨愛西揚水機建物更生共済金	195,266,129
⑩曾根沼揚排水機建物更生共済金	24,953,238
出資金	165,000
滋賀県信用農協連合会	65,000
東びわこ農業協同組合	100,000
長期未収賦課金	424,380
資産合計	1,277,257,400

負債

摘要	金額(円)
1 固定負債	910,999,646
長期借入金	37,467,512
日本政策金融公庫大津支店 8件	
特別会計積立金	873,532,134
負債合計	910,999,646

特別会計

会計名	金額(円)
農地転用決済金特別会計	182,941,385
職員退職給与金積立金特別会計	51,062,603
財産処分特別会計	23,284,067
財政調整積立金特別会計	178,426,781
愛西揚水維持管理費積立金特別会計	308,305,421
曾根沼揚水維持管理費積立金特別会計	31,372,104
愛西揚水更新事業費積立金特別会計	98,139,773
合計	873,532,134

平成26年度 農地転用実績

転用目的	転用面積(m ²)
小屋	166.00
農業用施設	193.67
駐車場	2,624.00
資材置場	2,514.00
太陽光発電施設	14,025.00
道路	2,189.44
合計	21,712.11

◎転用面積(m²) 21,712.11

田 19,780.44

畑 1,931.67

◎地目変更(田から畑に変更)(m²) 166.00

(平成27年3月31日)

地区面積 1,534.43 ha

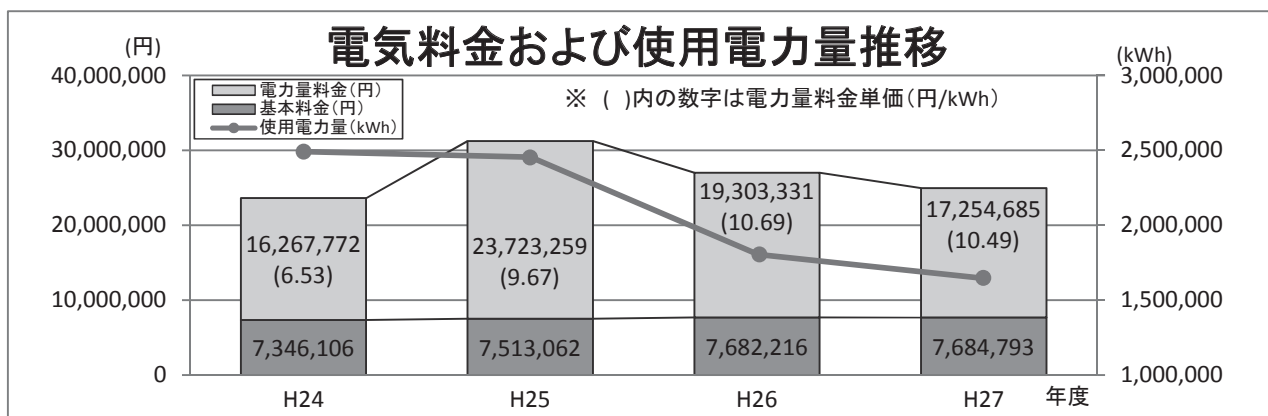
田 1,477.06 ha

畑 57.37 ha

組合員数 2,468 人

平成27年度 愛西揚水機場送水実績

本年の送水は、計画通り4月20日から9月30日まで実施しました。当初、4月からの使用電力量料金単価の値上げに伴う電気料金の大幅な増加を見込み、延長送水（14時間送水）および24時間送水は、天候および用水需用状況に応じて、実施する計画でした。しかし、雨天で送水中止する日も多く、干天であった8月3日から16日まで延長送水を行ったのみで、24時間送水の実施には至りませんでした。結果、使用電力量は前年比91%となり、電気料金は前年より約200万円の減額となりました。



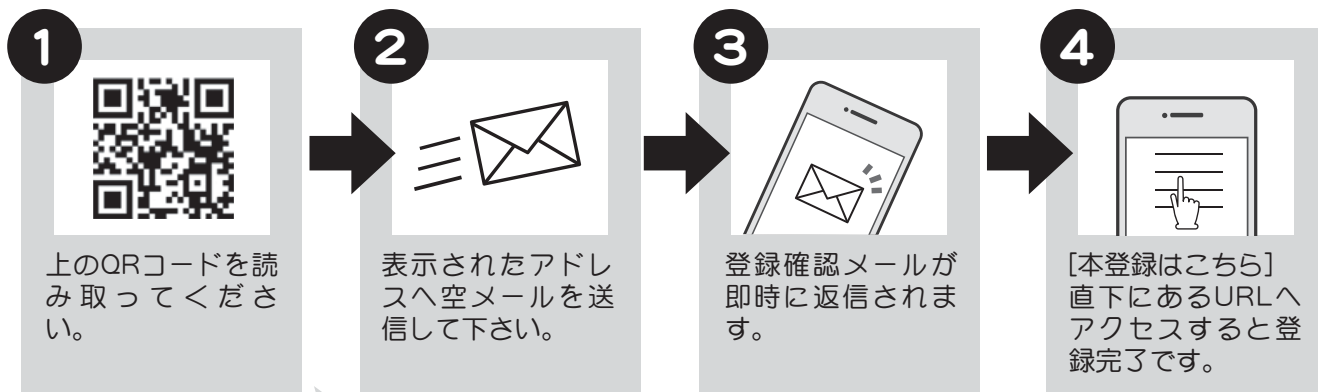
「送水計画の変更は送水情報メールの配信によりお知らせ」

本年より送水情報をメール配信へ完全移行いたしました。天候による送水中止および漏水等による突発的な工事による一部の地域の送水中断などの送水計画の変更の他に用水不足発生時の無駄水防止願い等にも活用しました。ご登録方法がわからない方や、登録していたが最近メールが来なくなった（今年6月頃より発生）など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。（最終メール送信日：9月30日）

未登録の方は下記手順によりご登録ください。

登録方法

*既に登録利用いただいた方は再登録不要です。



※QRコードが読み取れない場合は... aisei-yousui@39mail.comへ空メールを送信して下さい。

《休閑期に施設の点検・整備をお願いします》

空気弁や仕切弁、一筆給排水施設の老朽化が進んでおります。特に空気弁が正常に動作なくなると送水管に負担がかかり、破損にもつながります。この時期に出来る点検・整備をお願いいたします。また、劣化が原因で漏水を繰り返している箇所については、更新の検討をお願いします。空気弁の分解清掃方法等については、説明指導させていただきます。

戻水戸・溝畔の損傷は無効放流の原因となりますので、必ず補修をお願いいたします。



◀空気弁分解清掃



◀戻水戸周辺損傷状況

愛西揚水施設更新工事実施中

平成24年度に組合員皆様に同意をお願いし、平成25年度に事業採択を受けた愛西揚水更新事業の県営工事が今年度から本格的にはじまりました。



更新前

愛西地区 水管理施設整備工事

工期：H26.12.11～H28.5.31

内容：用水を安定して供給するため、ポンプ場と各分水工を通信し制御するための機器を更新するものです。

愛西地区 電気設備工事

工期：H27.9.18～H28.5.31

内容：ポンプの運転に必要な経年劣化した電気設備を更新・整備するものです。



愛西地区 分水工施設整備工事

工期：H27.9.15～H28.5.31

内容：分水工の制御を行うバルブの電動機を更新するものです。



更新前

本年度は、上記の3工事にそれぞれの施設の更新・整備を行います。事業は平成29年度までを予定しており、順次古くなった施設を更新・整備していく予定です。安定した用水の供給のため、今後ご理解ご協力をお願い致します。

第11回 愛西土地改良区運営委員会開催

平成22年度に設置された運営委員会は、農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されています。8月1日に開催されました第11回運営委員会は下記テーマにより協議がなされました。

○協議テーマ

- ・愛西土地改良区賦課金の負担区分について
- ・愛西揚水運転計画について



会議の様子

近年農業形態が大きく変貌し、当区の組合員の形態も変化している中、賦課金の負担区分について過去に検討された経緯も踏まえて各委員の皆さまに意見をいただきました。また、愛西揚水運転計画については農家、非農家それぞれの立場から発言していただき、今年の揚水運転の参考となりました。

田んぼでニゴロブナを育てよう



学校で学習会(北小)

琵琶湖の固有種であり「ふなずし」の原料であるニゴロブナの仔魚(しぎよ)を田んぼへ放流し、1ヶ月後に成長した稚魚(ちぎよ)をつかみ琵琶湖、または琵琶湖へ続く水路へ放します。この学習会をとあして、子供たちが将来に亘り田んぼの役割や、琵琶湖の環境に関心を持ってくれることを期待しています。

稲枝北小学校

仔魚放流 5月20日
稚魚つかみ 6月24日

稲枝西小学校

仔魚放流 5月21日
稚魚つかみ 6月23日



水路での生き物観察(西小)



仔魚放流(西小)



稚魚つかみ(北小)



稚魚つかみ(西小)



琵琶湖へ稚魚を放す(北小)

いなえまちおこしフェア2015

11月7日開催

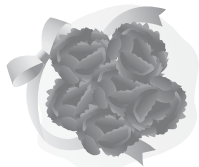


毎年恒例のいなえまちおこしフェアに当区も参画させていただきました。土地改良事業の紹介パネルや、アンケートに答えてボール投げゲーム、ソーラーで動く模型作りのスペースを設けました。子供から大人まで大好評でした。多数ご参加いただきありがとうございました。

土地改良事業功労者表彰

安居 助廣 氏 (新海町)

平成27年7月6日 滋賀県土地改良事業団体連合会湖東支部協議会において、土地改良事業功労者表彰を受けられました。おめでとうございます。



安居 助廣 氏
(1番右)▶



安居助廣氏は、平成6年2月、土地改良区総代に選任されて以来、現在まで長年にわたり土地改良区総代を務められ、また、平成21年度から施行された新海地区の土地改良事業では推進委員として事業推進に活躍されています。

事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。
(ホームページ <http://www.midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)
なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

★組合員に変更があったとき (自己申告!!)

※末尾の書類をご提出下さい。

- 相続、贈与や経営移譲(農業者年金受給等)による変更
- 売買、貸借による変更
- 住所等の変更
- 耕作者の移動による変更

★農地を農地以外に変更するとき

- 田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地(道路、公園等)に売る・寄付する場合

★土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

★田から畑へ変更をするとき

- ※農業委員会の許可後、届出して下さい。
- 田を畑に変更する場合

当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくこととなります。



賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。また、変更される農地に未納金や事業費がある場合には、関係者に徴収させていただくこととなりますので、事前に当改良区にご確認ください。

理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西 土地改良区
受付第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(様式第7号)

組 合 員 変 更 届 出 書

(組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 愛 西 _____ 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 _____

氏名 _____ (印)

〒

新組合員 住所 _____

ふりがな (_____)

氏名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 性別 男 ・ 女

TEL _____

新所有者 住所 _____

氏名 _____ (印)

新耕作者 住所 _____

氏名 _____ (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町 名	字 名	地 番	地目	用途	登記簿面積 m ²	備 考

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※(1)には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 _____ 相続 ・ 経営移譲 ・ 賃貸借 ・ 売買 ・ その他 (_____)

(2) 時期 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 変更後の賦課金交替時期

_____ 年 _____ 月 _____ 日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※㊤は、認印で結構です。

切り取り線

記入例

組合員変更届出書 (組合員資格得喪通知書)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西一郎 (印)

〒 521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな (あいせい たらう) 氏名 愛西太郎 (印)

生年月日 S 〇〇年〇〇月〇〇日 性別 (男) ・ 女

TEL 0749-43-2261

新所有者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西太郎 (印)

新耕作者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西太郎 (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m ²	備考
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	
//	//	338-1	田	田	3,000	
//	//	339	田	田	2,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 (相続) ・ 経営移譲 ・ 賃貸借 ・ 売買 ・ その他 ()

(2) 時期 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更後の賦課金交替時期 〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛西 (事務所) …… 0749-43-2261

切り取り線